

## 平成 27 年度第 1 回河南町入札監視委員会 議事概要

開催日時	平成 27 年 10 月 7 日（水）13 時 30 分から 16 時 00 分
開催場所	河南町役場庁舎 2 階庁議室
出席者	委員 3 名 副町長、総合政策部長、総務部長 総合政策部副理事兼秘書企画課長、総務課長、総務部施設整備担当課長 総務部理事兼契約検査室長、契約検査室職員 2 名
議事概要	<p>平成 27 年度第 1 回河南町入札監視委員会の議事概要は、次のとおりです。</p> <p>1. 委員長の選出について</p> <p>河南町入札監視委員会規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、委員の互選により山本委員が委員長に選出され、同規則同条第 3 項の規定に基づき、委員長職務代理者に小谷委員が指名されました。</p> <p style="text-align: center;">【該当期間：平成 27 年 1 月 1 日から 7 月 31 日まで】</p> <p>2. 指名停止措置の運用状況について</p> <p>今回該当期間内での 7 件の指名停止措置について事務局から報告がありました。</p> <p>〈主な質問及び意見〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名停止という名称について、指名競争入札も行っているが、一般競争入札が主流となってきているので、指名停止と言う名称の表現はこのままで良いのか。大阪府では入札参加停止としている。</li> </ul> <p>(回答) 現在のところ、町では指名停止要綱となっているため、名称はこのままで使用していますが、今後は近隣の市町村を含め状況調査を行い、名称等の改正を検討していきたいと考えます。</p> <p>3. 談合情報等の処理状況について</p> <p>該当期間内での談合情報はありませんでした。</p> <p>4. 入札・契約状況及び抽出事案について</p> <p>今回該当期間内に町が契約締結した 130 万円を超える工事、50 万円を超える委託及び 80 万円を超える物品購入の入札・契約状況の報告があり、対象契約案件 144 件の中から任意抽出された次の 3 件の概要、入札の経緯、落札者の決定等について担当部局及び契約検査室より説明し、審議が行われました。</p> <p>(1) 抽出事案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 河南町立中学校空調設備設置工事 (契約金額 58,206,600 円)</li> <li>② 河南町役場庁舎で使用する電気の調達(単価契約) (契約金額 12,350,923 円)</li> <li>③ 河南町プレミアム付商品券発行管理運營業務 (契約金額 26,664,464 円)</li> </ul>

(2) 主な質問及び意見

① の抽出事案についての質疑

【抽出理由】

審査対象案件中、契約金額が1番高く、一般競争入札案件中、落札率が1番高かったことから抽出されました。

〈主な質問及び意見〉

- ・小学校には空調設備が設置されているのか。

(回答) 町の教育施設は中学校が1校、小学校が4校あり、中学校を優先的に設置した。小学校については、今後、統合等の課題もあるため実施しておりません。

- ・入札参加可能等級はCランクからAランクまで広げているのか。

(回答) 通常であれば、予定価格に応じてCランク、直近上位のBランクを参加可能等級とするところですが、登録業者の所在地が大阪市内の業者が多いこと、また、管工事での発注となるため水道工事等の業者が多いことから、入札参加可能等級をAランクまで広げました。これは要綱上でも可能であるとなっております。

- ・応札者のそれぞれのランク(等級)を教えてください。

(回答) Bランクが2者、Cランクが3者でした。

- ・工事の規模が大きいが、設置箇所数はどれくらいか。

(回答) 設置教室数は26教室で、普通教室15室の全てと特別教室17室中11室に室内機を62台設置しており、1部屋に2台は入っていることとなります。

- ・授業に差し支えない時間や夏休み期間中に工事を行い、現時点では完了検査は未済とのことだが、工事そのものは完了しているのか。

(回答) 工事は完了していますが、空調も機械ですので、動作状況の確認のため、8月末から1か月程度の試運転期間を設けています。

- ・設計金額のうち、空調機の金額の割合はどの程度なのか。

(回答) 機器の割合は約30%で、金額にすると約2,000万円弱です。

- ・空調機のメーカー指定は行わず、機能だけを指定したのか。

(回答) 仕様書では、能力のみを指定しており、メーカー指定はしていません。

- ・設計金額を算出するにあたり、見積はどのように徴集したのか。

(回答) 主要大手メーカー3社から見積徴集し、室内機、室外機等の項目で一番安い金額をそれぞれ採用し、設計金額を積算しています。

- ・実際に工事で採用された機器のメーカーは、見積徴集した中の一番安価であったメーカーとなったのか。

(回答) 3社のうち、トータルの見積価格が一番安価であったメーカーとは違ったメーカーの機器となりました。

- ・設置後のランニングコスト(維持費)については、特に仕様書で指定していないのか。

(回答) 機能のみ指定しており、ランニングコストについては指定しておりません。

- ・空調方式として、集中冷暖房は考えなかったのか。  
(回答) 全館空調となると、生徒は普通教室から特別教室へ移動し、使用していない部屋だけを切る等が出来ないことから、使用の際の電気代金や近隣市町村の状況を調査し、セパレートでの方式としました。
  - ・暖房機能もあるとの事だが、従来の石油ストーブとどちらの方が効率が良いのか。  
(回答) あくまで試算ですが、電気代の方が若干高くなります。ただ、暖房を使用するのか、石油ストーブを使用するのかの運用については、学校側と教育委員会で協議していくこととなっています。
  - ・以前にペレットストーブを設置していたが、設置場所はどこでしたか。  
(回答) 共用スペースである多目的スペースに設置しており、今回の空調設置場所には含まれておりません。
  - ・なぜ共用スペースに空調を設置しなかったのか。  
(回答) 部屋として締め切ることが出来ないことで空調効率が悪いことや、生徒が共用スペースに滞在する時間も、教室に比べ短いことから設置していません。
- ② の抽出事案について
- 【抽出理由】**
- 指名競争入札の案件中、契約金額が1番大きく、町で初めての電気調達の入札であったことから抽出されました。
- 〈主な質問及び意見〉
- ・入札金額は1年間の総額なのか。  
(回答) 想定で使用電力量を算定し、その使用量に一般電気事業者で公表されている単価を掛けて設計金額を積算し、総額で入札を行った。その中で1番安価であった金額から、基本料金及び1kwh当たりの使用料金単価の2つの単価を割り戻して、単価での契約としています。
  - ・送電線は一般電気事業者のものを使用することになるとのことだが、今回の落札者である新電力事業者（PPS）は何を行うのか。  
(回答) 自社で自家発電所を持っており、そこで発電した電力も供給することになります。
  - ・消費電力が契約電力を超えてしまった場合の単価はどうなるのか。  
(回答) 従量料金制となっており、使用量に応じて同単価を掛けた料金を支払うこととなりますので、単価が上がることはありません。
  - ・夏季に一般電気事業者から節電要請があった場合は、関係してくるのか。  
(回答) 一般電気事業者の送電線を使用することになることから、要請があった場合は、節電の必要が出てくると考えられます。
  - ・入札後の電気料金はどうなっているのか。  
(回答) 8月の1か月分だけの比較となりますが、前年同月と比べ、約20万円程度安くなっているという結果が出ています。

③ の抽出事案について

【抽出理由】

随意契約対象案件中、契約金額が1番大きく、全国的に実施されている案件であることから、契約方法や販売方法等の内容説明を受けたいとのことから抽出されました。

〈主な質問及び意見〉

・現時点で、商品券はどのくらい利用されているのか。

(回答)月に1回締切りをしており、9月18日時点での利用金額は約22,000,000円でした。

・商品券を販売した現金は、町に入ってくるのか。

(回答)販売した現金100,000,000円は、管理委託している受注者の方で管理されており、プレミアム分の20,000,000円は、最後に町から支払うことになっていますが、事業着手に係る必要経費については、6,000,000円程を先に支払っています。

・商品券を偽造される恐れはないか。

(回答)通し番号を振っていますが、偽造防止のため、専門業者に依頼してホログラムを入れていますので、偽造はできないと考えています。

・町内の店舗でしか使用できないのか。

(回答)地元の事業者の活性化を図るため、地元の店舗でしか利用出来ないことになっています。

・販売期間は、町の住民限定販売と一般販売とに分けて販売したのか。

(回答)初日から3日間は町の住民限定で販売し、売れ残った場合は、一般販売を行う予定で、初日は5,000冊のみの販売とし完売、残り5,000冊を2日目以降に販売していく予定でしたが、その日のうちに完売したため、町の住民しか持っていないこととなります。他市では、市内・市外の住民に関係なく販売し、2,000人を超える行列ができ、市内の住民が買えず苦情が殺到したという前例を聞いていましたので、このような販売方法としました。

・販売した現金は、全て受注者が持っているのか。

(回答)金融機関である地元のJAに預けています。

・販売冊数の10,000冊はどのようにして決めたのか。

(回答)国から各市町村への交付金が割り当てられており、その金額の範囲内で、事務経費やプレミアム分を考慮し、販売冊数を決定した。

・購入されたほとんどの方が、上限の5冊を購入されていたのか。

(回答)一概には言えませんが、平均で4.3冊程度購入されたという結果が出ています。

・商品券の利用期間は12月末までですが、業務が3月末までになっているのは整理等があるからなのか。

(回答)最終の精算や、国へ報告するための販売数、使用枚数のまとめ等もあるため、3月末までの契約としています。

(3) 審議の結果

抽出審議した3件の案件について、入札及び契約状況は概ね適正な手続で行われたと認められました。

5. 委員会による意見の具申又は勧告

無し

6. その他

(1) 「河南町農村環境改善センター改修工事」の契約解除に伴う今後の事務手続きに関する相談

(2) 次回 平成27年度第2回河南町入札監視委員会開催日時  
平成28年2月24日(水) 午後1時30分から

7. 問い合わせ先

河南町総務部契約検査室 電話番号 0721-93-2500 (内線 360・361)